○上尾伊奈資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例

令和５年４月１日条例第１０号

上尾伊奈資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第２条　新たに職員となった者は、任命権者に別記様式による宣誓書を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（権限の委任）

第３条　この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第２条関係）

宣　　誓　　書

私は、ここに主権が国民に存在することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　　月　　日

氏　　名